



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 ふるさと納税

数年前よりテレビや新聞で「ふるさと納税」についてよくニュースになっており、耳にされたこともあると思います。「ふるさと納税」を検討なさる方にとっては、今年の寄付の期限も残りわずかとなりました。

そこで、今回はふるさと納税について取り上げたいと思います。

1. ふるさと納税制度とは

ふるさと納税とは、新たに税を納めるものではありません。都道府県や市区町村などの、地方自治体へ寄付をした時に、所得税と住民税から一定の控除を受けることができる制度をいいます。住民税について、寄付金の税額控除ができるため、結果的に住所地に納める住民税が減額され、納税者が自分の意思で納税先を選択していることとなります。

ここで、寄付先の「ふるさと」には定義はありません。出身地以外でも、各自が想う「ふるさと」を自由に選ぶことができます。

2. ふるさと納税の税務上の取扱い

自治体に対して寄付を行った場合、所得税の所得控除や住民税の税額控除が受けられます。ただし、どちらも上限額がありますので、上限額を超えて寄付をすると、納税者の実質負担額は増額するので留意が必要です。

所得税の所得控除	寄付金額(但し、その年の総所得金額等の40%相当額まで)-2,000円
住民税の税額控除(基本控除額)	(寄付金額-5,000円)×10%
住民税の税額控除(特別控除額)	(寄付金額-5,000円)×一定の割合(※)(但し、個人住民税所得割の10%まで)

※ 課税総所得金額から人的控除差調整額(個人住民税と所得税の人的控除額の調整額)を控除した金額毎に下記割合が定められています。

(単位：万円)

195以下	195～ 330以下	330～ 695以下	695～ 900以下	900～ 1800以下	1,800超
85%	80%	70%	67%	57%	50%

3. 税金軽減額シミュレーション

ふるさと納税を実施した場合、所得や寄付の金額により減税額は異なるものとなります。

独身給与所得者を前提とすると、所得毎に実質負担金額が5,000円となる寄付金目安額は次の表のとおりとなります。

(単位：千円)

給与	寄付金目安額	減税額
5,000	38	33(所得税4、住民税29)
10,000	98	93(所得税19、住民税74)
20,000	284	279(所得税93、住民税186)

※所得税は当年、住民税は翌年度に控除されます。

4. ふるさと納税の御礼

最近では自治体によっては寄付の御礼として自治体の特産品や観光施設の利用券・優待券などをプレゼントするところも増えてきています。自治体にとっては、寄付金を集める効果だけでなく、自治体の特産・特色などの宣伝効果も期待できます。

具体的には、愛媛県宇和島市では寄付額1万円以上2万円未満では5千円相当の特産品、2万円以上10万円未満では1万円相当の特産品が、奈良県吉野町では6千円以上の寄付で地酒3銘柄セット等がもらえるようです。

このように、自治体によっては豪華な御礼を用意しているケースもあり実質負担額以上の特産品がもらえるケースも出てきそうです。

ちなみに、個人が受け取る特産品は所得税法上、一時所得に該当します。

5. まとめ

複数の「ふるさと」に寄付することにより実質負担額以上に特産品がもらえるケースが考えられます。

理由は何であれ、ふるさと納税制度がより活発に活用されることにより地域間格差がなくなり地方が活性化するといいですね。

なお、自治体によって、寄付の受付手続きは異なります。平成22年分の寄付をお考えの方は、早めに各自治体にお問い合わせください。

(担当：椿 祐輔)